

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)算定表

- 実績が6か月以上ある事業所は、①により計算してください。
- 実績が6か月未満の事業所は、②により計算してください(①による届出はできません)。
- 「勤続年数10年以上の介護福祉士」の割合でみる場合は、【サービス提供体制強化加算別紙】の提出もしてください。

※人材要件については、 $C/B \geq 70\%$ または $D/B \geq 25\%$ のいずれか一方の要件を満たすこと。

算出表の記入にあたっては、【C】または【D】のいずれか該当するもののみ記入してください。

① 前年事業実績が6か月以上ある事業所用

	介護職員常勤換算数 【A】	【A】のうち介護福祉士 常勤換算数	【A】のうち勤続年数10年以上 の介護福祉士の常勤換算数
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
合計			

1月平均	【B】	【C】	【D】
実績月数		$C/B \geq 70\%$	$D/B \geq 25\%$

② 前年事業実績が6か月に満たない事業所・新規事業所用

	介護職員常勤換算数 【A】	【A】のうち介護福祉士 常勤換算数	【A】のうち介護福祉士 常勤換算数
月			
月			
月			
合計			

1月平均	【B】	【C】	【D】
実績月数	3	$C/B \geq 70\%$	$D/B \geq 25\%$

注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。

注2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。

注3 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)算定表

- 実績が6か月以上ある事業所は、①により計算してください。
- 実績が6か月未満の事業所は、②により計算してください(①による届出はできません)。

※人材要件については、 $C/B \geq 50\%$ の要件を満たすこと。

① 前年事業実績が6か月以上ある事業所用

	介護職員常勤換算数 【A】	【A】のうち介護福祉士 常勤換算数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
合計		

1月平均	【B】	【C】
実績月数		$\frac{【C】}{【B】} \geq 50\%$

② 前年事業実績が6か月に満たない事業所・新規事業所用

	介護職員常勤換算数 【A】	【A】のうち介護福祉士 常勤換算数
月		
月		
月		
合計		

1月平均	【B】	【C】
実績月数	3	$\frac{【C】}{【B】} \geq 50\%$

注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。

注2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。

注3 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)算定表

- 実績が6か月以上ある事業所は、①により計算してください。
- 実績が6か月未満の事業所は、②により計算してください(①による届出はできません)。
- 「勤続年数7年以上のサービスを直接提供する職員」の割合でみる場合は、【サービス提供体制強化加算別紙】の提出もしてください。

※人材要件については、 $C/B \geq 40\%$ または $F/E \geq 30\%$ のいずれか一方の要件を満たすこと。
算出表の記入にあたっては、【C】または【F】のいずれか該当するもののみ記入してください。

① 前年事業実績が6か月以上ある事業所用

	介護職員常勤換算数【A】	【A】のうち介護福祉士常勤換算数		サービスを直接提供する職員の常勤換算数【D】	【D】のうち勤続年数7年以上の者の常勤換算数
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
合計					

1月平均	【B】		【C】		【E】		【F】
実績月数			C/B $\geq 40\%$				F/E $\geq 30\%$

② 前年事業実績が6か月に満たない事業所・新規事業所用

	介護職員常勤換算数【A】	【A】のうち介護福祉士常勤換算数		介護職員常勤換算数【D】	【D】のうち介護福祉士常勤換算数
月					
月					
月					
合計					

1月平均	【B】		【C】		【E】		【F】
実績月数	3		C/B $\geq 40\%$		3		F/E $\geq 30\%$

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 注2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 注3 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。
- 注4 サービスを直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員または機能訓練指導員とする。

サービス提供体制強化加算：人材要件に係る割合算定表〔別紙〕

氏名	職種	雇用期間の始期	前月末日時点での勤続年数	備考

上記のとおり、相違ない旨、証明する。

年 月 日

事業所名： _____

代表者名： _____

＜記載例＞

* 同一法人が経営する介護サービス事業所から異動があった場合の記載例

(例1)

A	生活相談員	H15. 4. 1	6年	〇〇事業所、通所介護、介護職員 H15.4.1～H19.3.31
---	-------	-----------	----	----------------------------------

(例2)

A	介護職員	H15. 4. 1	4年	〇〇事業所、通所介護 H15.4.1～H19.3.31 当事業所
A	生活相談員	H19. 4. 1	2年	
	合計		6年	

(注)

- 1 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。
- 2 サービスを直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員または機能訓練指導員とする。